

監 査 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第53条に基づき、会員に対する監査に関して必要な事項を定める。

(監査の種類等)

第2条 監査は、会員が本会に提出する書類につき行う書類監査及び会員の本店、支店その他の営業所において行う実地監査とする。

2 監査は、財務及び経理に関する監査並びに業務に関する監査とする。

(監査の実施)

第3条 本会は、必要に応じ、随時監査を行う。

2 会員の財務及び経理に関する監査は、当該会員が行っている公認会計士による監査証明によって代えることができる。

3 本会は、監査を行おうとするときは、あらかじめ会員に対してその旨を通知するものとする。ただし、事前の通知が不相当と認められる場合には、この限りでない。

4 会員は、本会による監査に応じなければならない。

(監査員)

第4条 監査は、本会の職員のうちから会長が任命した監査員が、これに当たる。

(監査員の権限)

第5条 監査員は、会員に対し、監査事項に関係のある帳簿、書類及び有価物の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(監査員の義務)

第6条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持し、品位と信用を保持するよう努めること。

- (2) 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
- (3) 有価物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合わせて、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
- (4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
- (5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第7条 監査員は、実地監査の着手に当たり、会員に別に定める様式による監査員証を提示するものとする。

(監査終了の報告)

第8条 監査員は、監査が終了したときは、すみやかにその結果を会長に書面により報告しなければならない。

- 2 会長は、監査員の行った監査結果に基づき指導、勧告その他の適切な措置を講ずることができる。
- 3 会長は、監査結果の扱いを理事会で審議させることができる。
- 4 会長は、理事会の検討の結果、必要と判断される場合は規律委員会その他の常設又は特別委員会に付議させるものとする。

(監査終了の通知)

第9条 本会は、監査が終了したときは、その結果を会員に書面により通知する。

(会員の社内監査の実施及び報告)

第10条 会員は、別紙様式に掲げる監査項目を踏まえ、社内監査を一事業年度に1回以上実施しなければならない。

- 2 会員は、一事業年度の社内監査を終了した場合は、その結果を別紙様式により本会に提出しなければならない。
- 3 前項の報告には、公認会計士監査証明を添付するよう努めるものとする。

附 則

この規則は、平成4年3月2日から施行する。

附 則

この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成20年6月2日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条第1項及び第2項を改正。

社 内 監 査 報 告 書

提出日 年 月 日
 会員名
 代表者名

【監査実施日】

本店 部 年 月 日～ 年 月 日（監査対象期間： 年 月 日～ 年 月 日）
 支店 年 月 日～ 年 月 日（監査対象期間： 年 月 日～ 年 月 日）

【監査責任者及び担当者】

責任者：(所属部署、役職名、氏名を記載)
 担当者：(所属部署、役職名、氏名を記載) (監査対象：本店 部)
 担当者：(所属部署、役職名、氏名を記載) (監査対象： 支店)

【監査方法】

(監査方法を記載する。別紙を添付することでも構わない。)

監査項目	監査結果	指摘事項	改善措置
法令等遵守に関する体制 1. 取締役会の役割 2. 法令等遵守に関する担当部門の役割	(監査結果を具体的に記載する。)	(監査結果に基づいて指摘した事項を具体的に記載する。)	(改善措置があった場合には具体的に記載する。)
法令等遵守に関する諸規程等の整備 1. 法令等遵守に関する諸規程等の整備			
受託等業務の管理に関する体制 1. 管理部門の役割			
勧誘行為 1. 勧誘に先立っての告知 2. 勧誘を受ける意思の確認 3. 迷惑勧誘の禁止 4. 再勧誘の禁止 5. 事前交付書面の交付及び商品先物取引の説明			
適合性の原則 1. 顧客の属性情報の収集 2. 適合性の原則に基づいた勧誘及び受託 (1) 不適当な勧誘及び受託の取扱い (2) 保護期間中の取引量			

<p>の取扱い</p> <p>3. 適合性の審査</p> <p>(1) 適合性の審査</p> <p>(2) 不適當な勧誘及び受託の例外に係る審査</p> <p>(3) 保護期間中の取引量を超える取引に係る審査</p>			
<p>受託契約の締結</p> <p>1. 受託契約の管理</p> <p>2. 本人確認の管理</p>			
<p>委託取引の受託</p> <p>1. 委託取引の受託の管理</p> <p>2. 取引証拠金の管理</p> <p>3. 委託者との入出金に係る管理</p>			
<p>委託者の管理</p> <p>1. 取引状況等の管理</p>			
<p>商品取引事故等の管理</p> <p>1. 商品取引事故等の処理</p> <p>2. 商品取引事故による損失の補てん</p> <p>3. 商品取引事故等の分析</p> <p>4. 商品取引事故等の関係者に対する社内処分</p>			
<p>広告等の管理に関する体制</p> <p>1. 社内の管理体制</p> <p>2. 広告管理責任者の役割</p>			
<p>個人情報保護の管理に関する体制</p> <p>1. 社内の管理体制</p> <p>2. 管理責任者の役割</p>			

【監査員証の様式】

<h1>監 査 員 証</h1>	
(写 真)	監 査 員
	○ ○ ○ ○
	上記の者は、本協会の監査員であることを証明する。
	平成 年 月 日
日本商品先物取引協会	
会 長 印	

(B 8)

(裏 面)

<h2>監 査 規 則 (抄)</h2>
<p>(監査員の義務)</p> <p>第6条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持し、品位と信用を保持するよう努めること。(2) 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。(3) 有価物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合わせて、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。(4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。(5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。
<p>(監査員証の提示)</p> <p>第7条 監査員は、実地監査の着手に当たり、会員に別に定める様式による監査員証を提示するものとする。</p>